

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成30年8月23日(2018.8.23)

【公表番号】特表2017-533298(P2017-533298A)

【公表日】平成29年11月9日(2017.11.9)

【年通号数】公開・登録公報2017-043

【出願番号】特願2017-515116(P2017-515116)

【国際特許分類】

C 09 J 153/00 (2006.01)

C 09 J 11/06 (2006.01)

C 09 J 133/04 (2006.01)

C 09 J 7/20 (2018.01)

C 08 L 53/00 (2006.01)

【F I】

C 09 J 153/00

C 09 J 11/06

C 09 J 133/04

C 09 J 7/02 Z

C 08 L 53/00

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月12日(2018.7.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

20重量%～55重量%のAブロック、及び45重量%～80重量%のBブロックを含むアクリル系トリプロックコポリマーA-B-Aと、

5重量%～30重量%のAブロック、及び70重量%～95重量%のBブロックを含むアクリル系ジブロックコポリマーA-Bと、を含む接着剤組成物であって、

式中、各Aは、独立して、少なくとも50のガラス転移温度を有するポリマーブロックであり、

各Aは、独立して、少なくとも1つのポリ(メタ)アクリレートを含み、

各Bは、独立して、20以下ガラス転移温度を有するポリマーブロックであり、

各Bは、独立して、少なくとも1つのポリ(メタ)アクリレートを含み、

前記アクリル系ジブロックコポリマーの前記アクリル系トリプロックコポリマーに対する重量比は、70:30～90:10の範囲である、接着剤組成物。

【請求項2】

基材と、前記基材に隣接して配設された接着剤層と、を含み、

前記接着剤層が、請求項1に記載の接着剤組成物を含む、物品。